例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

Ａ×0.0105＋Ｂ×（0.0105－Ｃ×0.75）＋Ｄ×（0.0105－Ｅ×0.75）＋Ｆ×（0.0105－Ｇ×0.75）＋Ｈ×（0.0105－Ｉ×0.75）＋Ｊ×（0.0105－Ｋ×0.75）＋Ｌ×0.0105×β＋Ｍ×0.007875×β＋Ｎ×0.00525×β＋Ｏ×（0.0105－Ｐ×0.75）×β＋Ｑ×（0.0105－Ｒ×0.75）×β＋Ｓ×（0.0105－Ｔ×0.75）×β＋Ｕ×（0.0105－Ｖ×0.75）×γ＋Ｗ×（0.0105－Ｘ×0.75）×γ＋Ｙ×（0.0105－Ｚ×0.75）×γ

算式の符号

［略］

Ｂ　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るもの及び同条第２号の措置に係るものであつて平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）。ただし、不均一課税の特例規定の適用を受けるものに係るものにあつてはその適用の初年度分に係るものに限る。

Ｃ　当該市町村が符号Ｂに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２、中部圏法第８条及び水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とする。

Ｄ　不均一課税の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るもの及び同条第２号の措置に係るものであつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）のうちその適用の第二年度分に係るもの

Ｅ　当該市町村が符号Ｄに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0105に満たないときは0.0105とし、関西学研法第11条、山村振興法第14条、特定農山村法第16条及び水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とし、半島振興法第17条、リゾート法第９条、多極法第14条、地方拠点法第12条、ベイエリア法第14条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0035に満たないときは0.0035とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする。

Ｆ　符号Ｄに同じ。この場合において、符号Ｄ中「第二年度分」とあるのは「第三年度分」

例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

Ａ×0.0105＋Ｂ×（0.0105－Ｃ×0.75）＋Ｄ×（0.0105－Ｅ×0.75）＋Ｆ×（0.0105－Ｇ×0.75）＋Ｈ×（0.0105－Ｉ×0.75）＋Ｊ×（0.0105－Ｋ×0.75）＋Ｌ×0.0105×β＋Ｍ×0.007875×β＋Ｎ×0.00525×β＋Ｏ×（0.0105－Ｐ×0.75）×β＋Ｑ×（0.0105－Ｒ×0.75）×β＋Ｓ×（0.0105－Ｔ×0.75）×β＋Ｕ×（0.0105－Ｖ×0.75）×γ＋Ｗ×（0.0105－Ｘ×0.75）×γ＋Ｙ×（0.0105－Ｚ×0.75）×γ

算式の符号

［同左］

Ｂ　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るもの及び同条第２号の措置に係るものであつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）。ただし、不均一課税の特例規定の適用を受けるものに係るものにあつてはその適用の初年度分に係るものに限る。

Ｃ　当該市町村がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２、中部圏法第８条及び水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とする。

Ｄ　不均一課税の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るもの及び同条第２号の措置に係るものであつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）のうちその適用の第二年度分に係るもの

Ｅ　当該市町村がＤに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0105に満たないときは0.0105とし、関西学研法第11条、山村振興法第14条、特定農山村法第16条及び水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とし、半島振興法第17条、リゾート法第９条、多極法第14条、地方拠点法第12条、ベイエリア法第14条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0035に満たないときは0.0035とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする。

Ｆ　算式の符号中Ｄに同じ。この場合において、同符号中「第二年度分」とあるのは「第三